

- ① [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す
[2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

- ② 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組

- ③ [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
[2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

- 新 [1]包括的な相談・調整窓口の整備
[2]総合的な支援パッケージを提供する取組

対象地域

【面積】65.12km²
【人口】391,160人
【うち65歳以上】114,087人
【高齢化率】29.2%

※令和7年8月1日時点

背景・経緯

- ・ 検討開始時期：令和6年5月
- ・ 取組開始時期：令和6年10月
- ・ 十分な資力がないなど、民間事業者による支援が受けられない方に対し、意思決定支援を確保しながら入院・入所時の身元保証を代替する支援や、死後の事務支援を併せて提供するため、事業を開始。

事業概要、実施スキーム

【事業概要】

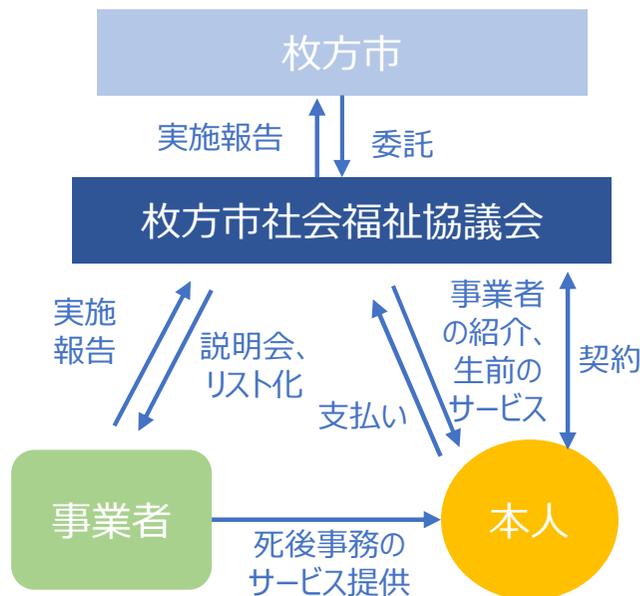
ひらかた縁ディングサポート事業は、身寄りのない高齢者の方が、住み慣れた地域で最期まで安心して生活ができるよう、見守りや安否確認サービスをはじめ、預託金をお預かりした上で、入退院時の支払い代行やお亡くなりになった後の葬儀、納骨、家財処分、行政官庁への届け出等を行う事業。終活情報登録サービス、見守り・安否確認サービス、入退院時等支援サービス、預託金によるサービスをセットで実施している。

【利用者の要件】

- 以下の全てに該当する枚方市民
- ✓ 市内在住
 - ✓ 65歳以上の単身世帯で支援可能な親族がいない方
 - ✓ 契約内容を十分に理解し、利用を希望される方
 - ✓ 市民税非課税、もしくは税等を引いた月収額が16万円以下の方
 - ✓ 預金の合計額が500万円以下の方
 - ✓ 不動産を所有していない方（ただし、現在居住している自分名義の不動産を除く）
 - ✓ 生活保護世帯ではない
 - ✓ 4つのサービスをすべて受けることに同意いただける方

【夜間・休日等の緊急連絡先およびその対応】

緊急連絡先用の携帯電話を24時間社協職員が持ち回りで携帯している



ステークホルダーの役割

【管理監督団体】

①枚方市

- 枚方市社会福祉協議会に事業委託
- 必要に応じて社協につなぐ
- 利用希望者の審査
- 実施報告の受付

②枚方市社会福祉協議会（委託先）

- 事業の案内、利用希望者の審査、契約の締結
- 事業者への説明会、申込のあった事業者をリストアップし、利用希望者に紹介
- 契約に基づく定期確認（月1回の電話、半年に1回の訪問）、死後の葬儀・埋葬等、および遺言作成及び執行サービスの案内および実施
- 枚方市への実施報告

【民間事業者等】

- 利用者の希望に沿ったサービスの実施
- 社協への実施報告

【利用者（市民）】

- 情報収集、市役所、社協に相談
- 枚方市社会福祉協議会と契約締結

大阪府枚方市「ひらかた縁ディングサポート事業」(取組開始：令和6年度～)

基本指標 (R7.7時点)

【自治体】枚方市

- ・ 予算：4,404,000円 (令和6年度)
6,526,000円 (令和7年度)

【相談対応者、身元保証代替・日常生活支援・死後事務支援対応者の体制】

- ・ 常勤：2人 (うち一人係長兼務)
- ・ 非常勤：-
- ・ 相談対応者の要件：現在は特になし
- ・ 利用者負担 (目安)：入退院時等支援サービス 1回1,000円～
入退院時の支払い用預託金 20万円
葬儀、納骨等預託金 30万円
賃貸住宅の家財処分明け渡し等預託金 見積もり額

【事業の実績】(令和7年7月31日現在)

- ・ 相談者延べ件数：137件 (令和6年度)、148件 (令和7年度)
- ・ 審査通過者：7人
- ・ 契約者数：4人

工夫・配慮等

- ・ 事業の周知については、地域包括支援センターの管理者と医療機関のMSW対象に説明を行った。また、民生委員に対しても周知チラシを配布し、何かあったときに社協に連絡が行くような体制を構築した。利用者には、本事業を登録していることが分かるよう、カードの携帯や自宅での掲示をお願いする見込みだ。また、本人に許可を取ったうえで地域包括支援センターの職員やケアマネジャー等の福祉・支援関係者にも情報共有する。
- ・ 意思決定支援としては、申込までに複数回の事業内容説明の機会を提供するうえ、「利用申込書」への署名をしてもらっている。本人の意思決定能力に疑義があると感じたときは、関係者がいれば本人同意の上第三者からの情報を収集したり、再度面談もしくは審査にて協議をする。資産等が理由で対象外になった場合は、他制度 (任意後見制度や専門職団体がやっている死後事務委任制度等) に関する情報提供や終活 (遺言書作成等) に関する助言等を可能な範囲で実施 (常勤で行政書士を配置)。サービス提供に係る理解が難しいと判断した場合は、日常生活自立支援事業や成年後見制度を紹介している。

利用の流れ



現状の課題、今後の展開

- ・ 死後事務支援に関するトラブル (法的問題や実施後に相続人が表れた場合の対応。なお、社協が顧問契約している弁護士に依頼し、必要に応じて助言をもらっている)
- ・ 夜間休日でも対応できるような体制づくり (個人情報取扱い、担当職員の負担、人員)

あなたとの「^{えん}ご縁」を^{さいご}最期まで^{たいせつ}大切に
^{えんまん}円満なエンディングをサポート

ひ ら か た



エン
縁ディングサポート事業

しゃ かい ふく し ほう じん
社会福祉法人

ひら かた し しゃ かい ふく し きょう ぎ かい
枚方市社会福祉協議会



あなたとの

「縁」^{えん}を最期まで大切に、^{わいし}^{たいせつ}

円満なエンディングを^{えんまん}

枚方市社協がサポートします。^{ひらかたししゃきょう}

ひらかた縁ディングサポート事業とは^{えん}^{じぎょう}

ひらかた縁ディングサポート事業は、身寄りのない高齢者の^{えん}^{じぎょう}^{みよ}^{こうれいしゃ}
方が、住み慣れた地域で最期まで安心して生活ができるよう、^{かた}^す^な^{ちいき}^{さいご}^{あんしん}^{せいかつ}
見守りや安否確認サービスをはじめ、預託金をお預かりした^{みまも}^{あんびかくにん}^{よたくきん}^{あず}
上で、入退院時の支払い代行やお亡くなりになった後の葬儀、^{うえ}^{にゅうたいいんじ}^{しはら}^{だいこう}^な^{あと}^{そうぎ}
納骨、家財処分、行政官庁への届け出等を行う事業です。^{のうこつ}^{かざいしょぶん}^{ぎょうせいかんちょう}^{とど}^{でとう}^{おこな}^{じぎょう}



4つのサービスでサポートします！

Service

01

「もしも」に備え、情報を登録！

終活情報登録

サービス

Service

02

定期的にご連絡し、見守りをします！

見守り・安否確認

サービス

Service

03

入院時や退院時もお手伝い！

入退院時等支援

サービス

Service

04

死後事務等にも対応します！

預託金による

サービス



この事業を利用できる方

下記の条件をすべて満たす方が本事業の対象となります。

- 枚方市内に居住している65歳以上の単身世帯で、支援可能な親族がない方
(同居人や子・孫等に認知症や障害などの事情がある場合は要相談)
- 契約内容を十分に理解し、利用を希望される方
- 市民税非課税世帯若しくは税等を引いた月収額が16万円以下の方
- 預貯金の合計額が500万円以下の方
- 不動産を所有していない方(ただし、現在居住している自分名義の不動産は除く)
- 生活保護を受給していない方
- 4つのサービスをすべて受けることに同意いただける方

Service

01

「もしも」に備え、情報を登録！

終活情報登録サービス

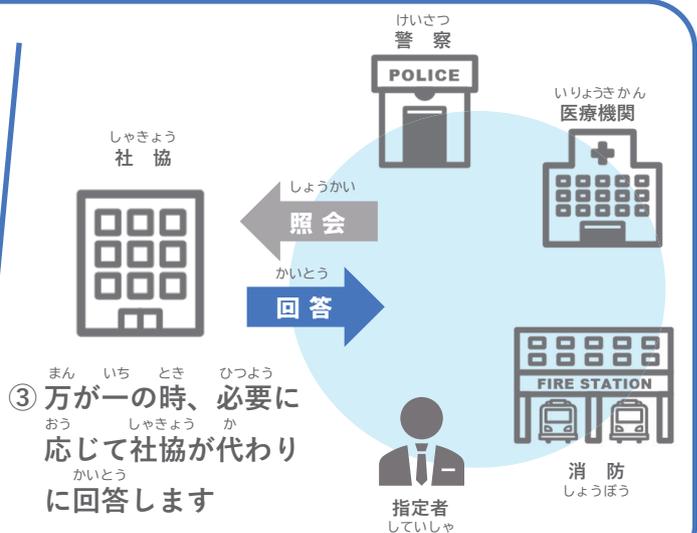
「もしもの時」に、必要な情報を必要な人に伝えられるよう社会福祉協議会が情報を登録し、いざという時にあなたに代わりお答えするサービスです。登録したい情報は利用者自身で選択することが可能です。

また、登録した情報は、カードに記載することで、常時持ち運べるように利用者にお渡しします。

① 元気な時に終活情報を社協に登録



② 登録情報をカードにし、利用者にお渡しします



③ 万が一の時、必要に応じて社協が代わりに回答します

【登録可能項目】

- 本籍・筆頭者
- 緊急連絡先
- 勤務先や支援事業所等
- 通院先、服薬内容、アレルギー等
- リビングウィル (※) の保管場所
- エンディングノート保管場所
- 臓器提供の意思
- 献体登録先
- 遺言書の保管場所
- 死亡届の届出人
- お墓の所在地
- その他自由登録

※ リビングウィルとは元気なときに、延命治療や尊厳死に関する生前の意思を文書に書き残しておくことです。

Service

02

定期的にご連絡し、見守りをします！

見守り・安否確認サービス

職員が定期的電話連絡をしたり、ご自宅に訪問をすることで、見守りを行うサービスです。



毎月 1 回



6ヶ月ごと 1 回

Service

03

にゅういん じ たいいん じ て つだ
入院時や退院時もお手伝い！

にゅう たい いん じ どう し えん 入退院時等支援サービス

りょうしゃ にゅうたいいん てつづ はっせい ばあい つ そ いりょうせつめいじ どうせき にゅうたいいんじ しはら だいこう
利用者に入院の手続きが発生した場合の付き添いや医療説明時の同席、入退院時の支払い代行
てつづ どう おこな
手続き等を行うサービスです。

サービス内容	利用料金	備考
① 入院時の付き添い	1回 1,000円	※ 事前予約が必要
② 退院時の付き添い	1回 1,000円	※ 事前予約が必要
③ 入院時に本会が緊急連絡先になること	1回 1,000円	※ 1回の入院期間中に社協を緊急連絡先に指定した場合
④ 医療説明時の同席	1回 1,000円	※ 対応した都度、利用料発生
⑤ 入退院時の支払い代行	1回 1,000円	※ 対応した都度、利用料発生 ※ 入院費等の支払いは利用者の預託金から行う
⑥ 急な入院時の対応	2時間未満 1,000円 2時間以上 3,000円	※ 職員の移動に要する時間は含まれません

※ 1) ①～⑤のサービス利用時間は『平日9時～17時30分』となります。

※ 2) ⑥のサービスは利用者の状況に合わせて、随時対応します。ただし、緊急搬送時の付き添いは対応できません。

※ 3) 上記サービスの移動手段は利用者で確保してください。またこのサービスは、身元保証人や身元引受人になるものではありません。

Service

04

し ご じ む どう たいおう
死後事務等にも対応します！

よ たく きん 預託金によるサービス

けいやくじ よ たくきん あず
契約時に預託金を預けていただく
こと、入退院時の支払い代行や
りょうしゃ な 利用者者が亡くなったときの葬儀、
のうこつ ぎょうせい てつづ かざいしよぶん
納骨、行政への手続き、家財処分
どう おこな
等を行うサービスです。

よたくきん けいやくじ げんそく いっかつ のうにゅう
※預託金は契約時に原則、一括で納入

いただきます。

にゅうたいいんじ しはら いう
入退院時の支払い用
よ たくきん
預託金

20万円

そうぎ のうこつ とうよたくきん
葬儀、納骨等預託金

30万円

ちんたいじゆうたく かざいしよぶん
賃貸住宅の家財処分
あ わた とうよたくきん
明け渡し等預託金

ぎょうしゃ み つもり がく
業者の見積額

利用までの 流れ

01 相談・面談

まずはご相談ください。担当職員がお話しを伺います。
面談は、数回行う場合があります。



02 家財処分 見積

家財処分業者と職員が自宅へ訪問。家財処分を
する場合の見積をします。
(不動産を所有している場合は不要)



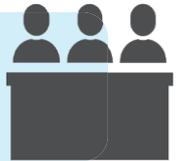
03 申込み

必要書類（申込書、戸籍謄本、通帳コピー 他）を
提出いただきます。



04 審査

相談者と社会福祉協議会が本事業の契約を結ぶに
あたり、申込み内容の審査をします。



(審査が通った場合)

05 支援計画 作成

相談者と各種サービスに関する支援計画を検討
します。



06 遺言書 作成 ※

自筆で遺言書を作成し、遺言の中で遺言執行者（※1）を
定めた上で、「自筆証書遺言書保管制度（※2）」を利用
いただきます。（身分証明書及び申請手数料等が必要）
なお、不動産を所有している場合は公正証書遺言（※3）
の作成が必要です。（公証役場へ支払う手数料が必要）



※1) 遺言執行者とは遺言の内容を実行する人です。遺言執行者に特別な資格などは必要ないので、原則、誰でもなる
ことはできますが、未成年者及び破産者は遺言執行者にはなりません。

※2) 自筆証書遺言書保管制度とは、自筆の遺言書を法務局（遺言書保管所）に預ける制度です。

※3) 公正証書遺言とは、遺言者が公証人の前で遺言内容を口伝え、それに基づいて公証人が遺言者の真意を正確に
文章にまとめ作成するものです。

07 契約 預託金預かり

相談者と契約を結びます。契約後、預託金を
お預かりします。



Q & A

Q1 預託金の分割納付は可能ですか？

A 原則、一括納付でお願いします。
ただし、状況に応じて分割納付も可能です。
(分割回数は要相談)

Q2 身元保証サービスとは違うのですか？

A 本事業は利用希望者の身元保証人になるわけではありません。なお本会が緊急連絡先になることは可能です。

Q3 入退院時の付き添いは、介助もしてくれますか？

A 本サービスはヘルパーの派遣ではないため、介助はありません。また、本会が車で送迎するものではありません。

Q4 すでに公正証書遺言を作成している場合はどうなりますか？

A 改めて遺言書を作成していただく必要はありません。ただし、遺言執行者を定めていない場合は、公正証書遺言の中でも定めていただく必要があります。

Q5 すでに自筆で遺言書を作成している場合はどうなりますか？

A 自筆遺言の中で遺言執行者を定めていただいた上で、法務局で保管する「自筆証書遺言書保管制度」をご利用いただけます。

Q6 自筆証書遺言書保管制度の利用には費用がかかりますか？

A 遺言書の保管申請には収入印紙で3,900円分の手数料がかかります。その他、住民票（本籍及び筆頭者あり）と顔写真付身分証明（マイナンバー、運転免許証等）も必要です。

Q7 「遺言執行者」になってくれる人がいない場合は？

A 本会より「専門職団体」を紹介することは可能です。

Q8 葬儀の内容を自分で決めることはできますか？

A 本事業では、原則、直葬（※）にて対応したのち、指定の納骨・合祀先に納骨することになります。

※直葬とは「お通夜」「告別式」は行わずに、火葬を行う最もシンプルな葬儀のこと。

まずは、ご相談ください。



072-807-7322

平日 9:00~17:30 (土日・祝日及び年末年始除く)

FAX 072-845-1897

社会福祉法人

枚方市社会福祉協議会
生活支援課

〒573-1191

枚方市新町2丁目1-35
枚方市立総合福祉会館
ラポールひらかた 1階

